

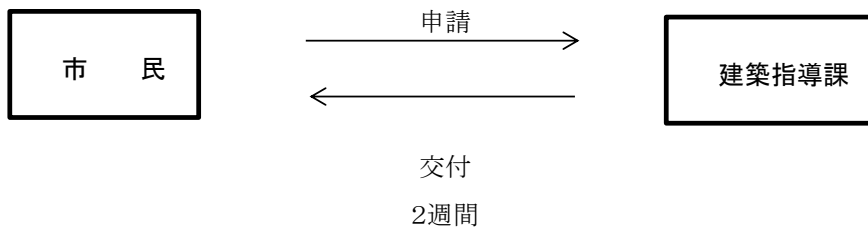
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 45

処 分 名	仮使用の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づき仮使用を認定する。	
根 拠 法 令 名	建築基準法(昭和25年法律第201号)	
条 項	第7条の6第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
判 断 基 準	<p>建築基準法第7条の6第1項各号に該当する場合。</p> <p>【根拠法令等】 建築基準法 (検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限) 第7条の6 第6条第1項第1号から第3号の建築物を新築する場合は・・・検査済証の交付を受けた後でなければ使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。 1 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。 2 建築主事又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。 3 第7条第1項の規定による申請が受理された日から7日を経過したとき。</p> <p>建築基準法施行規則 (仮使用の承認の申請等) 第4条の16第5項 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、法第七条の六第一項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式による仮使用認定通知書に第一項又は第二項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知(指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付を含む。)するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。